

基盤整備について

地域密着型サービスとは、高齢者が要介護状態となっても、住み慣れた地域で可能な限り生活し続けられる社会を目指すという意義に基づき、創設されたサービスである。今後、調布市においても、基盤整備の着実な推進に努めることが必要となる。

なお、地域密着サービスの基盤整備に伴う介護保険料への影響について考慮しつつ検討する必要がある。

(1) 福祉圏域別高齢者人口（令和5年4月1日現在）

	前期(人)	前期 高齢化率	後期(人)	後期 高齢化率	高齢者数(人)	高齢化率(%)	総人口(人)
ちょうふの里	3,335	10.5%	4,026	12.7%	7,361	23.13%	31,821
ちょうふ花園	3,634	8.9%	4,075	10.0%	7,709	18.89%	40,816
ゆうあい	3,251	9.9%	4,408	13.5%	7,659	23.39%	32,751
ときわぎ国領	2,694	10.1%	3,755	14.1%	6,449	24.13%	26,721
仙川	2,861	9.3%	3,776	12.3%	6,637	21.60%	30,732
至誠しばさき	2,677	9.9%	3,039	11.3%	5,716	21.19%	26,976
つつじヶ丘	2,175	8.3%	2,944	11.3%	5,119	19.63%	26,076
はなみずき	2,160	9.4%	2,953	12.8%	5,113	22.20%	23,029
市全域	22,787	9.5%	28,976	12.1%	51,763	21.67%	238,922

* 高齢者＝65歳以上の方 前期高齢者＝65歳～74歳 後期高齢者＝75歳以上

* 出典 市民課「町丁別年齢別人口」

* 抽出方法が異なるため、毎月公表している市民課「町村別年齢別人口」のデータと一致しない場合があります。

(2) 福祉圏域別地域密着型サービス事業所数（令和5年9月末現在）

小学校区	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
	緑ヶ丘 滝坂	若葉 調和	上ノ原 柏野	北ノ台 深大寺	第二 八雲台 国領	染地 杉森 布田	第一 富士見台 多摩川	第三 石原 飛田給	
認知症対応型通所介護	—	2	—	—	2	—	—	1	5
認知症対応型 共同生活介護	1	1	2	2	1	2	1	1	11
小規模多機能型 居宅介護	—	1	—	—	—	—	—	—	1
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護	—	—	—	1	—	—	—	—	1
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	—	—	—	—	1	—	1	—	2
看護小規模多機能型 居宅介護	1	—	—	—	—	—	—	—	1
地域密着型通所介護	2	2	1	4	1	3	3	3	19

(3) 第9期に係る地域密着型サービス整備の方向性

【第9期計画期間における基盤整備】

サービス種別	サービス内容	施設数等 (令和5年 9月末)	第9期整備予定数			9年度 (予定)
			6年度	7年度	8年度	
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	1ユニット5～9人の少数で、家庭的な雰囲気の中で共同生活をしながら、スタッフによる介護、日常生活の世話及び機能訓練等を行います	11 箇所 (定員：189 人)		1 箇所 (定員： 最大 27 人)		1 箇所 (定員： 18 人)
小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択により訪問や泊まりを組み合わせて提供し、利用者が居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援します	1 箇所 (定員：29 人)		1 箇所 (定員： 29 人)		1 箇所 (定員： 29 人)
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通い・訪問介護・宿泊・訪問介護のサービスを柔軟に組み合わせ提供します	1 箇所 (定員：29 人)	1 箇所 (定員： 29 人)			1 箇所 (定員： 29 人)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者宅への定期的な巡回や、本人またはその家族からの通報により、随時に訪問し、日常生活上の援助を行います	2 箇所		1 箇所	1 箇所	
夜間対応型訪問介護	夜間において、定期巡回訪問又は随時通報を受け利用者の居宅を訪問介護員等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護等の提供を行います	なし	1 箇所			

【地域密着型サービスの基盤整備状況（令和5年9月末現在）】

サービス種別	サービス内容	施設数等
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護(小規模特養)	定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 家庭的な雰囲気の中、日常生活上の身の回りの世話や介護を行います	1 箇所 (定員：29 人)
認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)	認知症高齢者が、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の介護や機能訓練を行います	5 箇所 (定員：60 人)
地域密着型通所介護	利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所 食事、入浴の提供や、機能訓練を行います	19 箇所 (定員：245 人)

(4) 地域密着型サービスの整備予定

■整備①：認知症対応型共同生活介護

第8期に引き続き整備。認知症（急性を除く）の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする。

- ・1事業所あたり1～3の共同生活住居（ユニット）を運営。住宅地等に立地

認知症対応型共同生活介護（ユニットのイメージ）

台所	個室	個室	個室	個室	浴室
					WC
居間・食堂					
	個室	個室	個室	個室	個室

■整備②：小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、「通い（デイサービス）」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問（訪問介護）」や「泊まり（ショートステイ）」を組み合わせることで、中重度となっても在宅での生活が継続できるように支援するもの。

※それぞれのサービスを利用する場合、それぞれの場面で利用者に対応するスタッフが異なるために馴染みの関係やケアの連続性が保たれない場合がある。特に認知症高齢者の場合、記憶や認知機能の低下のため、自分のいる場所がわからなくなったり、周囲の環境の変化に対応ができなくなるなど、不安や混乱から症状の悪化を引き起こすこともある。

※小規模多機能型居宅介護を提供する施設は、地域に根ざした小規模の施設であるため、「通い」、「訪問」、「泊まり」等のサービスを利用するとき同じスタッフが対応するため連続性のあるケアを利用できる。

小規模多機能型居宅介護の概要

基本的な考え方：「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせることで、中重度となっても在宅での生活が継続できるように支援する。

利用者の自宅

在宅生活の支援
地域に根ざした透明な運営サービス水準・職員の高質の確保

「運営推進会議」の設置
地域の関係者の連携が実現し、評価する場を設ける

看護士等の研修・外部研修・情報開示

小規模多機能型居宅介護事業所

○人員配置は固定にせず、柔軟な業務遂行を可能に。
○どのサービスを利用しても、なじみの職員によるサービスが受けられる。

「訪問」

「通い」を中心とした利用

「泊まり」

（利用者）
○1事業所の登録定員は25名以下
○「通い」の利用定員は登録定員の2分の1～15名の範囲内
○「泊まり」の利用定員は「通い」の利用定員の3分の1～9名の範囲内は、「通い」の利用者に限定

（人員配置）
○介護 看護職員 3人に1人
○昼間対応1人
夜間・泊まり訪問対応2人（1人は専任可）
○介護支援専門員1人

（設備）
○通いの利用者1人当たりに3㎡以上
○泊まりは4.5畳程度でプライバシーが確保できるしつらえ

○要介護度別の月単位の定額報酬

併設事業所で「居住」

（併設）
「居住」
○グループホーム
○小規模な介護専用施設の特例施設
○小規模介護老人福祉施設（分室）の特例等
○有市部等による介護事業施設等

○小規模多機能型居宅介護と連続的・一体的なサービス提供
○職員の専任を可能に

■整備③：看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護の概要

登録利用者への看護小規模多機能型居宅介護の提供

「通い」「泊まり」
がん末期の看取り・病状不安定期における在宅生活の継続支援
家族へのレスパイトケア、家族対応による不安の軽減
退院直後の在宅療養生活へのスムーズな移行支援

看護小規模多機能型居宅介護事業所
医療ニーズの高い利用者の状況に応じたサービスの組み合わせにより、地域における多様な介護支援を行う
○登録定員 20名以下（通い定員10名以下・宿泊定員8名以下）
○主な人員 常勤職員2以上の看護職員（うち常勤看護職員又は看護師1以上）、専任の介護支援専門員、その他職員

連携推進会議等による連携
+ 地域住民の代表者 + 市町村又は地域包括支援センターの職員等

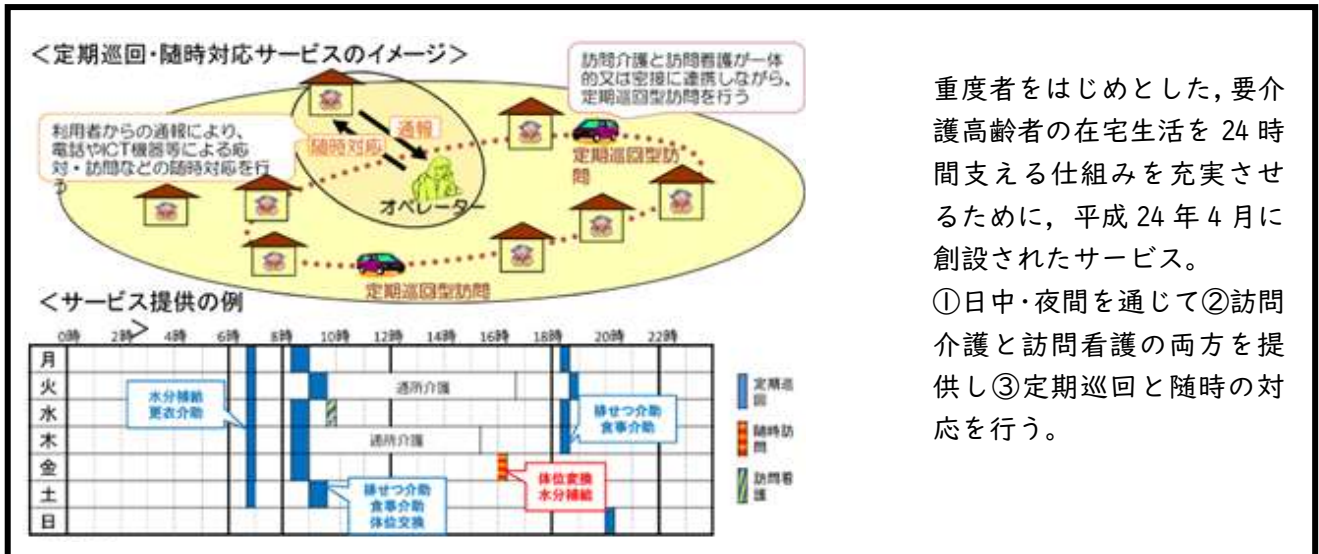
入浴・排日 夜間の対応
+ 協力医療機関 + 協力歯科医療機関 + バックアップ施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等）

密接な連携 訪問看護提供
+ 主治医

□主治医と看護小規模多機能型居宅介護事業所の密接な連携のもと、医療行為も含めた多様なサービスを24時間365日利用することができる。

□看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、「通い」、「泊まり」、「訪問（看護・介護）」のサービスを一元的に管理するため、利用者や家族の状況に即応できるサービスを組み合わせることができる。

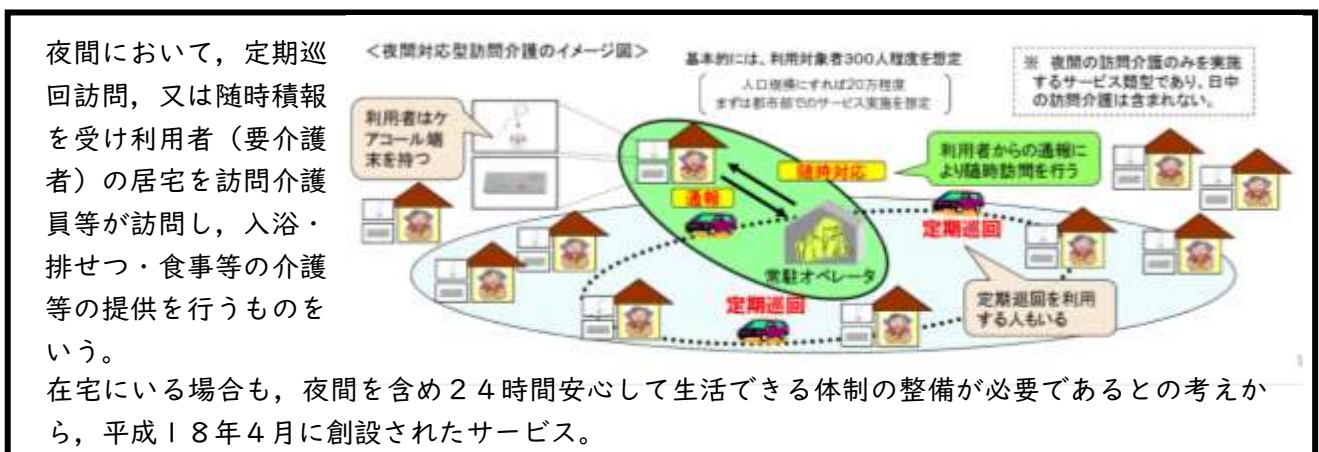
■整備④：定期巡回・随時対応型訪問介護看護



重度者をはじめとした、要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みを充実させるために、平成24年4月に創設されたサービス。

①日中・夜間を通じて②訪問介護と訪問看護の両方を提供し③定期巡回と随時の対応を行う。

■整備⑤：夜間対応型訪問介護



【認知症対応型共同生活介護】

東京都は、認知症対応型共同生活介護サービスの整備促進に当たり、既に整備された当該サービスの定員を区市町村における高齢者人口で除した数値を整備率として、当該整備率が0.45%に満たない場合は、重点的整備促進地域に指定し、整備促進を図っている。現在、調布市は整備率0.36%のため、重点的整備促進地域に当たることから次期計画時期において1か所の整備を位置づける。

【看護小規模多機能型居宅介護，小規模多機能型居宅介護，定期巡回・随時対応型訪問介護看護，夜間対応型訪問介護】

在宅における重度の要介護者，医療ニーズの高い中重度の要介護者，単身又は夫婦のみの高齢者世帯及び認知症の人の増加，働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減の必要性等を踏まえ，看護小規模多機能型居宅介護，小規模多機能型居宅介護，定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス及び夜間対応型訪問介護の整備を進めることは在宅支援を強化するためにも必要なことから，次期計画に整備を位置づける。